

「在沖米軍基地問題に関するシンポジウム開催業務」企画提案仕様書

1 業務名

在沖米軍基地問題に関するシンポジウム開催業務

2 業務期間

契約の日から令和7年3月31日まで

3 業務の目的及び概要

県としては、現在もなお沖縄に米軍基地が過度に集中し、県民が過重な負担を強いられ続けている問題について、幅広く周知を図る必要があると考えている。

また、米軍基地問題については、インターネット・SNS等の普及によって沖縄への誤解・無理解に起因する多様な意見も散見される。

このようなことを踏まえ、沖縄の基地問題に関する正確な情報を県内外に発信することを目的に、これまでの在沖米軍基地問題を改めて共有し、今後の展望を議論するシンポジウムを開催する。

4 委託業務の内容及び提案にあたっての留意事項

「沖縄から伝えたい。米軍基地の話 Q&A Book」や、「沖縄の米軍基地」等の既存の資料を基に、これまでの在沖米軍基地問題を改めて共有し、今後の展望等について議論するシンポジウムを実施する。

【提案にあたっての留意事項】

- i 本事業の目的達成のために最も効果的と考える方法でシンポジウム3回の開催と、広報・集客方法について提案すること。

1回目（令和6年6～7月頃に実施）：

〈場所〉沖縄県中部地域

〈内容〉ワークショップ形式とすること

2回目（令和6年9～10月頃に実施）：

〈場所〉沖縄県那覇市

〈内容〉日米地位協定の改定をテーマとしたシンポジウムとすること

3回目（令和7年2月頃に実施）：

〈場所〉東京都

〈内容〉戦後80年、沖縄の苦難の歴史、基地問題への無関心をテーマ（若しくはテーマ自由）としたシンポジウムとすること

- ii パネリスト、開催時期、実施方法や人員体制を含めて提案すること。
- iii 適宜イメージ図等を用いる等、提案内容がより容易に理解できるよう工夫すること。

5 成果品

成果品として、調査結果をまとめた業務報告書を以下のとおり納品すること。

- (1) 印刷物 20部
 - (2) 電子データ 一式
- ※ 電子データは、ワープロソフト等で作成したもの及びPDFの両方を納品すること。PDFは紙をスキャンしたものではなく、文字が検索できる形式とすること。)

6 業務の実施状況等に関する事項

- (1) 事業完了時に、実際に要しなかった経費があるときは相当の委託料を減額する。
- (2) 受託者が、本業務により作成した報告書等の成果物の著作権及び第三者から取得した著作権は、県が承継するものとする。ただし、本業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任により処理すること。
- (3) 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (4) 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。

7 予算に関する要件

本委託業務に係る予算は12,843千円（予定）以内（消費税及び地方消費税込み）とする。この範囲内で、効率的かつ効果的な業務を企画すること。

ただし、この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

8 再委託等に関する制限

(1) 再委託等の範囲

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託等」という。）については、県と協議の上、再委託等が必要と認められる業務に限り、県

の事前の承認を受けた上でできるものとする。

(2) 簡易な業務の再委託等

前項に関わらず、複写・印刷・製本、原稿データの入力及び集計等の簡易な業務については事前の承認を経ずに再委託等を行うことができる。

(3) 一括再委託等の禁止

委託業務の契約金額の2分の1を超える業務、委託業務に関わる統括的かつ根本的な業務に関する再委託等は禁止する。

(4) 再委託等の相手方の制限

再委託等の相手方は、本業務の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者を選定することはできない。

9 その他

(1) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。

(2) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合又は本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県へ質問書により照会すること。